

番号移行サポートセンターに寄せられた問い合わせを公開!

# 番号制度に関する

不定期連載  
第2回



執筆: 地方公共団体情報システム機構  
番号移行サポートセンター

本稿では、番号制度導入にあたり、番号移行サポートセンターによく寄せられる問い合わせ、すべての市町村に知っていただきたい事項をQ&A形式でご紹介します。  
今月号のテーマは、通知カードに関する事項です。

## 1 通知カードについて

**問1** 通知カードとは何か。

**答1** 市町村長が住民に対して個人番号を指定した場合に、住民に当該個人番号を通知するためのカードです。

**解説** 番号法<sup>※1</sup>第七条第一項に通知カードにより個人番号を通知する旨が規定されています。

**問2** 通知カードにはどのような項目が記載されるのか。

**答2** 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、その他番号法総務省令<sup>※2</sup>で定める事項として、発行日、通称を記載します。

**解説** 番号法第七条第一項に通知カードに記載する項目が規定されています。

**問3** 通知カードはどのくらいの大きさか。

**答3** クレジットカードやキャッシュカードと同じサイズです。

**問4** 通知カードに住民票コードは記載されないのか。

**答4** 住民票コードは記載されません。

**解説** 問2に同じです。

**問5** 転出・転入や婚姻等により4情報に変更があった場合、通知カードの記載事項はどうするのか。

**答5** 通知カードの追記欄に変更に関わる事項を記載します。

**解説** 番号法総務省令第十条第一項の追記欄に変更に関わる事項を記載する旨が規定されています。

## 2 通知カードの作成・発送

**問6** 通知カードの発行は市町村で行うのか。

**答6** 番号法総務省令に規定されている通知カード及び個人番号カードに関わる事務の委任に基づいて、機構において通知カードの作成及び発送を行います。

**解説** 番号法総務省令第三十五条に通知カード

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年十一月二十日内閣府・総務省令第八十五号）

及び個人番号カードに関わる事務の委任が規定されています。<sup>※3</sup>

**問7** 統合端末を使用して通知カードを市町村で発行することはできるのか。

**答7** 統合端末に通知カードを発行する機能は実装していません。通知カードの作成及び発送は機構において行います。

**解説** 問6に同じです。

**問8** 通知カードを発行するために必要な情報はどのようにして機構に送るのか。

**答8** 既存住基システム<sup>※4</sup>において、番号通知書類<sup>※5</sup>を作成する対象者や宛先等の情報により構成する送付先情報を作成し、CS<sup>※6</sup>を経由して機構に送信します。

**問9** 外国人住民にも通知カードを発行するのか。

**答9** 住民基本台帳に記載されている外国人住民に対して通知カードを発行します。

**問10** 外国人住民の通知カードは多言語対応されるのか。

**答10** 通知カードの記載は、氏名（アルファベット）を除いて、すべて日本語になります。

**問11** 通知カードの発送は世帯単位と個人単位のいずれで行われるのか。

**答11** 初期通知（番号法施行日時点の情報に基づく一斉発送）の番号通知書類は世帯単位で発送されます。

番号法施行日以降に出生等により新たに住民基本台帳に記載される住民については、個別の発送となります。

**問12** 通知カードはどのような方法で発送するのか。

**答12** 番号通知書類は簡易書留郵便で直接住民に発送します。

**問13** 通知カードを発送する際、転居先等への転送はされるのか。

**答13** 番号通知書類は転送不要で発送します。

**問14** 番号法施行日以降、通知カードが届く前に個人番号が必要との申出があった場合、どのように対応すればよいか。

**答14** 個人番号を記載した住民票の写しの交付を受けていただくことが考えられます。

### 3 通知カードが返戻された場合の対応

**問15** 通知カードが届かなかった場合の返戻先はどこになるのか。

**答15** 番号通知書類が、「あて所に尋ねあたりません」「保管期限経過」「受取拒否」等により不達となった場合は、市町村に返戻されます。

**問16** 通知カードが返戻された場合はどのような対応が必要となるのか。

**答16** 再送付や窓口での交付を行わない場合は、統合端末で返還情報を登録します。返還情報登録後は該当の通知カードを物理的

※3 現在はすべての市町村が同条に規定されている事務を機構に委任しており、本稿の内容はこれを前提としたものとなっている

※4 住民基本台帳に関する記録を管理し、事務を処理するためのシステム

※5 通知カード、個人番号カード交付申請書、説明資料等、発送時に同封する書類をまとめて表す際の名称

※6 コミュニケーション・サーバ

## 番号制度に関する Q&A

に廃棄します。

### 4 通知カードの再発行・返納

**問17** 個人番号を変更した場合、通知カードは再発行となるのか。

**答17** お見込みのとおりです。

**解説** 番号法第七条第二項に個人番号を変更した場合は変更後の個人番号を通知カードにより通知しなければならない旨が規定されています。

**問18** 個人番号変更の他に通知カードの再発行が必要となるのはどのような場合か。

**答18** 「通知カードを紛失、消失、著しく損傷した」「通知カードの追記欄の余白がなくなった」等により、住民から再交付の申請があった場合です。

**解説** 番号法総務省令第十一条に通知カードの再交付に関する事項が規定されています。

**問19** 通知カードを再発行する場合も機構が作成及び発送を行うのか。

**答19** お見込みのとおりです。

再発行の対象者についての送付先情報を機構に送信することにより、通知カードの作成及び発送を行います。

なお、再発行の場合は通知カードのみの発送となり、個人番号カード交付申請書は同封されません。

**問20** 個人番号カードを交付する際、通知カードはどうするのか。

**答20** 個人番号カードと引き換えに通知カードの返納を受けます。

**解説** 番号法第七条第七項に個人番号カードの

交付を受けようとする場合には通知カードを返納しなければならない旨が規定されています。

### 5 通知カードの発送に関する住民からの問い合わせ

**問21** 通知カードの発送に関する住民からの問い合わせは、どこが受けるのか。

**答21** 個人番号カードコールセンター（仮称）を平成27年10月に開設して、住民からの問い合わせに対応する予定です。

**問22** 外国人住民から通知カードの発送に関する問い合わせがあった場合、どのように対応するのか。

**答22** 個人番号カードコールセンター（仮称）は、多言語（「英語」「中国語」「韓国語」「スペイン語」「ポルトガル語」）対応とする予定です。